

平成21年 6月26日

各 位

会社名 フクダ電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 孝太郎
(JASDAQコード6960)
問合せ先
役職・氏名 専務取締役 藤原 潤三
電 話 03-5684-1558

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）
の継続及び有効期限並びに
金融商品取引法の施行及び株券電子化に伴う修正に関するお知らせ

当社は、平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会においてご承認を頂きました、当社株式に対する濫用的な買付（買収）等を未然に防止するための「フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）基本方針」（以下「本プラン」といいます。）について、本日開催の第62回定時株主総会終了後に開催された取締役会において検討を行い、下記のとおり、金融商品取引法の施行及び株券電子化に伴う所要の修正を行うとともに、本プラン「5. 本プランの適用開始と有効期限」に記載の内容を変更し、「本プラン」を継続することを決定いたしました。

なお、本プラン継続当初における企業価値評価特別委員会委員の氏名及び経歴は、別紙のとおりであります。

記

（下線部は変更部分を示す。）

修正前	修正後
2. 大規模買付行為の定義 注1：特定株主グループとは (i) 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定す	2. 大規模買付行為の定義 注1：特定株主グループとは (i) 当社の株券等（ <u>金融商品取引法</u> 第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規

る共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、

- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。)をいいます。

注2：議決権割合とは

- (i) 特定株主グループが注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同条項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。以下同じとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。)の合計をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、自己株券買付状況報告書、有価証券報告書、半期報告書等のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、

- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。)をいいます。

注2：議決権割合とは

- (i) 特定株主グループが注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同条項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。以下同じとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。)の合計をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、自己株券買付状況報告書、有価証券報告書、四半期報告書等のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

<p>5. 本プランの適用開始と有効期限</p> <p>本プランは、平成20年6月26日に開催された当社取締役会の決議をもって同日より発効することとし、平成21年に開催される当社定時株主総会後に最初に開催される取締役会の終了時点迄有効であるものとします。</p>	<p>5. 本プランの適用開始と有効期限</p> <p>本プランは、平成21年6月26日に開催された当社取締役会の決議をもって同日より発効することとし、平成22年に開催される当社定時株主総会後に最初に開催される取締役会の終了時点迄有効であるものとします。</p>
<p>7. 本新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要な手続</p> <p>①名義書換の手続</p> <p>当社取締役会が本プランの発動を決定し、株主割当による新株予約権の発行決議を行った場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告します。</p> <p>割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式に応じて新株予約権の引受権が付与されますので、株主の皆様は、公告された割当期日までに名義書換の手続を行っていただく必要があります（なお、証券保管振替機構への預託を行っている株券につきましては、名義書換の手続は不要です。）。</p> <p>②本新株予約権の申込の手続</p> <p>当社は、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、新株予約権の引受権付与の通知及び新株予約権の申込証を送付いたしますので、株主の皆様は、当社取締役会が別途定める申込期間内に申込証に必要事項を記載・捺印のうえ、申込取扱場所に提出することにより、新株予約権の申込の手続を行なっていただく必要があります。当該申込期間内に申込が行なわれない場合、新株予約権引受権は失効してしまいますのでご注意ください。</p> <p>但し、会社法第277条に定める新株予約権無償割当の方法により株主の皆様には、上記の新株予約権の申込の手続は</p>	<p>7. 本新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要な手続</p> <p>①株主名簿への記録の手続</p> <p>当社取締役会が本プランの発動を決定し、株主割当による新株予約権の発行決議を行った場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告します。</p> <p>割当期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その所有株式に応じて新株予約権の引受権が付与されますので、株主の皆様は、公告された割当期日までに株主名簿に記録される必要があります。</p> <p>②本新株予約権の申込の手続</p> <p>当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対して、新株予約権の引受権付与の通知及び新株予約権の申込証を送付いたしますので、株主の皆様は、当社取締役会が別途定める申込期間内に申込証に必要事項を記載・捺印のうえ、申込取扱場所に提出することにより、新株予約権の申込の手続を行なっていただく必要があります。当該申込期間内に申込が行なわれない場合、新株予約権引受権は失効してしまいますのでご注意ください。</p> <p>但し、会社法第277条に定める新株予約権無償割当の方法により株主の皆様には、上記の新株予約権の申込</p>

<p>不要となり、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となります。</p> <p>③本新株予約権の行使の手続</p> <p>当社は、申込期間内に新株予約権の申込を行った株主の皆様（会社法第277条に定める新株予約権無償割当の方法により新株予約権が株主の皆様割り当てられる場合には、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様）に対し、新株予約権の行使請求書（株主ご自身が大規模買付者ではないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）、その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたしますので、株主の皆様は、権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、当社取締役会が定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の新株予約権につき、当社取締役会が定める数の当社普通株式が発行されることとなります。</p>	<p>の手続は不要となり、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となります。</p> <p>③本新株予約権の行使の手続</p> <p>当社は、申込期間内に新株予約権の申込を行った株主の皆様（会社法第277条に定める新株予約権無償割当の方法により新株予約権が株主の皆様割り当てられる場合には、割当期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様）に対し、新株予約権の行使請求書（株主ご自身が大規模買付者ではないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）、その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたしますので、株主の皆様は、権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、当社取締役会が定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の新株予約権につき、当社取締役会が定める数の当社普通株式が発行されることとなります。</p>
<p>別紙-1 本新株予約権の概要 (2) 募集方法</p> <p>割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。但し、新株予約権無償割当の方法を用いる場合がある。</p>	<p>別紙-1 本新株予約権の概要 (2) 募集方法</p> <p>割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。但し、新株予約権無償割当の方法を用いる場合がある。</p>

<p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円以上で、当社取締役会が定める額とする。但し、当社取締役会は、新株予約権の発行決議の際、行使が可能となっている新株予約権を当社の株券等と引換えに当社が取得することのできる取得条項を付すことができるものとする。</p>	<p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円以上で、当社取締役会が定める額とする。但し、当社取締役会は、新株予約権の発行決議の際、行使が可能となっている新株予約権を当社の株式等と引換えに当社が取得することのできる取得条項を付すことができるものとする。</p>
---	---

なお、現行の本プランの内容につきましては、以下をご参照ください。

○平成18年5月31日付 プレスリリース

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

○平成19年6月28日付 プレスリリース

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の適用継続と有効期限に関するお知らせ

○平成20年6月26日付 プレスリリース

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の適用継続と有効期限に関するお知らせ

※当社ホームページ：<http://www.fukuda.co.jp/>

以 上、

別 紙

企業価値評価特別委員会委員の氏名及び略歴

【氏名】伊澤 辰雄

【略歴】昭和 15 年 10 月生まれ

昭和 38 年 4 月 株式会社東京都民銀行入行
平成 6 年 6 月 同行常務取締役
平成 8 年 6 月 同行専務取締役
平成 9 年 6 月 とみんファクター株式会社代表取締役社長
平成 11 年 6 月 とみんビジネスサービス株式会社代表取締役社長
平成 12 年 12 月 東京商銀信用組合理財管財人
平成 14 年 6 月 株式会社アイ・アンド・イー代表取締役会長
平成 16 年 6 月 当社社外監査役（現職）

【氏名】後藤 啓二

【略歴】昭和 34 年 7 月生まれ

昭和 57 年 4 月 警察庁入庁
平成 4 年 6 月 内閣法制局
平成 13 年 4 月 大阪府警察本部（生活安全部長）
平成 15 年 1 月 愛知県警察本部（警務部長）
平成 16 年 8 月 内閣官房（安全保障・危機管理担当）（内閣参事官）
平成 17 年 8 月 西村ときわ法律事務所・第一東京弁護士会弁護士
平成 19 年 6 月 当社社外監査役（現職）
平成 20 年 7 月 後藤コンプライアンス法律事務所設立
兵庫弁護士会登録（現職）

【氏名】中原 健夫

【略歴】昭和 45 年 8 月生まれ

平成 10 年 4 月 司法修習終了、弁護士登録（第一東京弁護士会）
原田・尾崎・服部法律事務所
平成 14 年 4 月 アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）
平成 17 年 9 月 あさひ・狛法律事務所
平成 19 年 3 月 のぞみ総合法律事務所
平成 20 年 5 月 ほくと総合法律事務所（現職）